

第5回

(令和7年5月9日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和7年5月9日（金）午前9時30分から午前10時30分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 柳瀬 真也・2番 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子
 - 4 欠席委員
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第19号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第20号案 農地法第4条の規定による許可申請について
議第21号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第22号案 農用地利用集積等促進計画について
議第23号案 非農地証明願いに対する認定について
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 6 事務局職員
事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、5番・6番委員にお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 議 長 議第19号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第19号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番について4番委員から調査報告をお願いします。
- 4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人（稼働力1人）です。経営面積148aの内、田が120aで、内19aは借地です。田は全て水稻を作付けされています。畑が28aあり、自己保全のような状態です。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：0.7km、3分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（貸借価格）：20万円/10aで、計算すると181,000

円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：水稻です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第20号案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第20号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は駐車場・庭です。4条調査項目により報告します。1番（農地区分）：3種農地です。2番（着工時期）：既に転用されています。この案件につきましては平成14年に家を建てられた際に同時に庭と駐車場として整備され、今回、調べられた際に農地であることが分かったということでした。3番（資金調達）：自己資金4割、借入金6割です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）上水道。7番（防除措置）土砂の流出、崩壊は平坦な土地のためないと考えます。8番（日照通風）隣接地には被害発生はなく問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。価格については、転用済なので0円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査報告が終わりましたので、質問をお受けします。質問がある方は挙手の上、お願いいたします。

8番 申請人は住まれているのだろうか。何のために申請されたのだろうか。

3番 今は住まれていない。

事務局 現地確認した際は、住んでいる感じではなかった。今回の申請については、住所も熊本市であり、処分を検討されていると思われる。処分の際に、農地のまま残っていると買うほうも買いにくいいため、転用済みの案件の申請になったと思われる。

8番 なんで農地が所有できたのだろうか。

事務局 相続であれば、農地を所有することは可能。

議長 他に質問はありませんか。無いようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第21号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 21 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について 1 番委員から調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：2 種農地です。2 番（着工時期）：許可後すぐに取り掛かれます。3 番（資金調達）：すべて借入金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）上水道と合併浄化槽で対応です。7 番（防除措置）土砂の流出、崩壊は平坦な土地のためないと考えます。8 番（日照通風）隣接地には被害発生はなく問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。価格については、全部で 100 万円です。以上で調査報告を終わります。

5 番 （調査番号 2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は変圧器設置です。この案件も違反転用の案件になります。令和 5 年の園舎新築の際に農地とは知らずに変圧器を設置してしまい、今回判明したということで、始末書が添付されています。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：3 種農地です。2 番（着工時期）：既に転用済です。3 番（資金調達）：問題ありません。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）問題ありません。7 番（防除措置）土砂の流出、崩壊は平坦な土地のためないと考えます。クラッシャーランが敷き詰められています。8 番（日照通風）隣接地には被害発生はなく問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。賃貸借額につきましては年額 17,900 円です。

10 番（議長） （調査番号 3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅及び事業用用地です。申請人は自営業をされており、大型車を所有されていることから、広めの土地を探されていました。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：1 種農地です。2 番（着工時期）：8 月 1 日からとのことです。3 番（資金調達）：自己資金と借入金です。4 番（転用面積）：事業用地ということで広めですが問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）上水道と合併浄化槽で対応します、問題ありません。7 番（防除措置）土砂の流出、崩壊は平坦な土地のためないと考えます。8 番（日照通風）隣接地には被害発生はなく問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。金額につきましては全部で 675 万円です。

議 長 調査報告が終わりましたので、質疑がある方の挙手をお願いします。

7 番 調査番号 3 番について、場所はどこ付近だろうか。国道沿い？

10 番（議長） 昔、ナガトモがあったところから入っていくところであり、国道沿いではないです。

他はありませんか。無いようですので、調査番号 1 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申

請どおり許可するも

のとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第22号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第22号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

所有権移転4件利用権設定が21件です。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～21番適格の報告あり）

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) それでは、適格といたします。

議第23号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第23号案 非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号1番と2番について、西地区から調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号1～2）5月6日に西地区の委員で調査しました。申請人申請物件いずれも記載のとおりです。写真をご覧ください。調査番号1番は、湿地帯であり、調査した際も水が溜まっている状態で耕作には適さず非農地と全員一致で判断いたしました。調査番号2番については、畑の一角に宅地が建っていきまして、昔はもっと竹等が生い茂っていましたが、だいぶ伐採されたようで、雑種地のように なっています。今後、農地に戻ることは無いと思われるため非農地と判断いたしました。

4 番 （調査番号3）5月2日に一武地区の委員で調査しました。現地は錦中学校のテニスコートの北側になります。1106-1と1105-5については、竹林化し日当たりが悪い状態でした。1167-2については、原野化していました。1175、1178-1、1306-1については湿地帯であり、竹が生い茂ってきていました。このようなことから、将来に残すべき農地ではないということから非農地と判断いたしました。

議 長 調査報告が終わりましたので、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

8 番 調査番号2番について、課税はどうなる？

事務局 現在は畑課税ではありますが、地目変更登記をすれば、宅地か雑種地課税になるかと思われます。税務課で現況を確認して課税されます。

7 番 調査番号3番について、周辺農地の状況は？

4 番 周辺をみると、同じような状況でありました。

議 長 他に質問はありませんか。無いようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）適切に合意解約されています。

議 長 これをもちまして5月総会を閉会いたします。

終了後、慶弔費・旅行積立額について協議

遊水地について国土交通省八代河川国道事務所からヒアリング

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年5月9日

農業委員会会長

5 番 農 業 委 員

6 番 農 業 委 員